

香芝市スポーツ公園プールの管理に関する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 3 0 日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市規則第 4 6 号

香芝市スポーツ公園プールの管理に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、香芝市都市公園条例（昭和 5 2 年条例第 1 4 号。以下「条例」という。）第 2 2 条の規定に基づき、香芝市スポーツ公園プール（以下「プール施設」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(開場日、開場時間等)

第 3 条 プール施設の開場日及び開場時間は、別表第 1 のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、開場日及び開場時間を変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、気象警報、熱中症警戒アラート等が発表された場合で、必要があると認めるときは、プール施設を閉場し、又は遊泳を中止させ、若しくは中断させるものとする。

3 市長は、必要に応じてプールの休憩時間を設け、遊泳を中断させるものとする。

(プールの利用手続等)

第 4 条 市長は、プールの使用料を納めた者（屋内プール専用利用をする者を除く。）に対し、入場券又は回数券を交付する。

2 入場券の有効期間にあっては前項の規定による交付の日（以下この項において「交付日」という。）限りとし、回数券の有効期間にあっては交付日から起算して 2 年とする。

3 入場券の交付を受け、又は回数券を使用してプールに入場した者は、当該入場した日に限り、プールに再入場することができる。

(屋内プール専用利用並びに多目的室及び会議室の利用手続等)

第 5 条 屋内プール専用利用並びに多目的室及び会議室の利用（以下「屋内プール専用利用等」という。）の許可を受けようとする者は、市長に利用許可申請書を提出しなければならない。

2 前項の利用許可申請書は、屋内プール専用利用にあっては利用をしようとする日の 3 月前から 7 日前の午後 5 時までに、多目的室及び会議室にあって

は利用をしようとする日の3月前から利用をしようとするときまでに提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、屋内プール専用利用等を許可したときは、利用許可書を交付する。

4 前項の利用許可書の交付を受けた者（以下「屋内プール専用利用者等」という。）が屋内プール専用利用等の許可に係る事項を変更しようとするときは、利用変更許可申請書に当該利用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

5 市長は、屋内プール専用利用等の許可に係る事項の変更を許可したときは、利用変更許可書を交付する。

（屋内プール専用利用等の期間の制限等）

第6条 屋内プール専用利用等の期間は、引き続き2日を超えることができない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 屋内プール専用利用等の時間には、実際に利用する時間のほか、その準備及び原状に復するのに要する時間を含むものとする。

（屋内プール専用利用等の時間の延長）

第7条 屋内プール専用利用者等は、やむを得ない理由により、利用の許可に係る利用時間を超えて屋内プール専用利用等をする場合は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

（屋内プール専用利用等の取消し）

第8条 屋内プール専用利用者等は、屋内プール専用利用等を取り消そうとするときは、利用取消届に第5条第3項の利用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

（附属設備の使用料）

第9条 条例別表第3の2の規則で定める附属設備及び当該規則で定める額は、別表第2のとおりとする。

（使用料の納付）

第10条 屋内プール専用利用等の許可を受けようとする者は、第5条第3項の利用許可書の交付を受ける際に使用料を納付しなければならない。同条第5項の利用変更許可書の交付を受ける場合で、追加納付を必要とするときも同様とする。

（使用料の減免）

第11条 使用料の減免を受けようとする者は、減免申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の減免申請書の提出があった場合において、使用料の全部又

は一部を免除することが適当であると認めたときは、減免決定通知書を交付する。

(使用料の還付)

第12条 条例第16条ただし書の規定により使用料を還付する場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 屋内プール専用利用等をしようとする日（以下「利用日」という。）の3日前までに第8条の利用取消届を提出した場合 屋内プール専用利用等の使用料の2分の1に相当する額及び附属設備の使用料の全額
- (2) 利用日までに第8条の利用取消届を提出した場合（前号の場合を除く。） 附属設備の使用料の全額
- (3) 利用日の3日前までに第5条第4項の利用変更許可申請書を提出し、同条第5項の利用変更許可書の交付を受けた場合で、既納の使用料に過納が生じたとき 屋内プール専用利用等の使用料の過納額の2分の1に相当する額及び附属設備の使用料の過納額の全額
- (4) 利用日までに第5条第4項の利用変更許可申請書を提出し、同条第5項の利用変更許可書の交付を受けた場合で、既納の使用料に過納が生じたとき（前号の場合を除く。） 附属設備の使用料の過納額の全額
- (5) 屋内プール専用利用者等の責でない理由によって利用できなくなった場合 既納の屋内プール専用利用等の使用料及び附属設備の使用料の全額

2 夏期区分の回数券を夏期以外で使用するとき、及び高校生以上の区分の回数券を小学生又は中学生が使用するときは、差額の使用料は、還付しない。

3 使用料の還付を受けようとする者は、還付申請書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、使用料の還付の決定をしたときは、還付決定通知書を交付するものとする。

(指定管理者の公募)

第13条 市長は、条例第21条の2第1項の規定により公募を行う場合は、あらかじめ、指定管理者の指定の基準を定め、かつ、これを公にしておくものとする。

(条例第21条の2第2項の規則で定める書類)

第14条 条例第21条の2第2項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 香芝市スポーツ公園プール指定管理者指定申請書（別記様式。以下この条において「指定申請書」という。）
- (2) 定款若しくは寄附行為又はこれに準ずる書類
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本又は登記事項証明書

- (4) 法人以外の団体にあつては、代表者の住民票の写し
- (5) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類
- (6) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の直近2年間の事業報告書、収支決算書若しくは損益計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
- (7) 役員等の名簿（氏名、生年月日及び住所又は居所を記載したものをいう。）及び履歴を記載した書類
- (8) その他市長が必要と認める書類
（監視責任者等の配置）

第15条 第3条第1項の開場日及び開場時間において、プールに常時、監視責任者及び監視員を置く。

2 監視責任者は、救助に関する講習を受講し、及び資格を有し、救助技術に習熟した者でなければならない。

3 監視員は、救助に関する講習を受講した者でなければならない。
（利用者の責務）

第16条 プール施設の利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設、設備等を利用目的以外に利用しないこと。
- (2) 施設、設備等を転貸しないこと。
- (3) 管理上必要な指示に従うこと。

（プール施設での禁止行為）

第17条 プール施設では、何人も次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 法令等の規定により禁止された行為
- (2) 自己若しくは他人に危害を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる物を携帯等する行為
- (3) 施設、設備等を損傷し、又はそのおそれのある行為
- (4) その他利用者等の迷惑となる行為

（指定管理者に関する読替え）

第18条 条例第7条の2第1項の規定により指定管理者にプール施設の管理を行わせる場合における別表第3の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（在住在勤者以外の者の使用）

第19条 条例別表第3の1の（3）備考7に規定する在住在勤者以外の者が使用する場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) プールを利用する者（屋内プール専用利用をする者を除く。）又は屋内プール専用利用等の申請者が市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者である場合

(2) 屋内プール専用利用等にあつては、利用する者が複数人いる場合で、その半数以上が市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者であると見込まれるとき。

（その他）

第20条 この規則に定めるもののほか、プール施設の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、香芝市都市公園条例の一部を改正する条例（令和7年条例第18号）の施行の日から施行する。

（準備行為）

2 この規則による指定管理者の指定に関し必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別表第 1（第 3 条関係）

区分	開場日	開場時間
屋内プール、多目的室 及び会議室	1 月 4 日から 1 2 月 2 8 日まで	午前 9 時から午後 9 時 まで
屋外プール	7 月 1 日から 9 月 3 0 日まで	午前 9 時から午後 5 時 まで

別表第 2（第 9 条関係）

区分	附属設備の名称	単位	1 時間当たりの使用料
多目的室	冷暖房設備	1 室	条例別表第 3 の 1 の（3）に掲 げる多目的室の使用料の 2 0 %
会議室	冷暖房設備	1 室	条例別表第 3 の 1 の（3）に掲 げる会議室の使用料の 2 0 %

別表第 3（第 1 8 条関係）

第 3 条第 1 項ただし書	市長は、必要があると 認めるときは	指定管理者は、必要が あると認めるときは、 市長の承認を得て
第 3 条第 2 項及び第 3 項	市長	指定管理者
第 4 条第 1 項	市長	指定管理者
	使用料	利用料金
第 5 条、第 6 条第 1 項、第 7 条及び第 8 条	市長	指定管理者
第 1 0 条（見出しを含 む。）	使用料	利用料金
第 1 1 条の見出し	使用料	利用料金
第 1 1 条	使用料	利用料金
	市長	指定管理者
第 1 2 条の見出し	使用料	利用料金
第 1 2 条第 1 項	第 1 6 条ただし書	第 2 1 条の 7 ただし書
	使用料	利用料金
第 1 2 条第 2 項	使用料	利用料金
第 1 2 条第 3 項及び第	使用料	利用料金

4 項	市長	指定管理者
-----	----	-------

別記様式（第 1 4 条関係）

香芝市スポーツ公園プール指定管理者指定申請書

年 月 日

香芝市長

所 在 地

名 称

代表者氏名

電 話 番 号

E m a i l

香芝市スポーツ公園プールの指定管理者の指定を受けたいので、香芝市都市公園条例第 2 1 条の 2 第 2 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- ☐ 事業計画書
- ☐ 定款若しくは寄附行為又はこれに準ずる書類
- ☐ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本又は登記事項証明書
- ☐ 法人以外の団体にあっては、代表者の住民票の写し
- ☐ この申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類
- ☐ この申請書を提出する日の属する事業年度の直近 2 年間の事業報告書、収支決算書若しくは損益計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
- ☐ 役員等の名簿（氏名、生年月日及び住所又は居所を記載したものをいう。）及び履歴を記載した書類
- ☐ その他市長が必要と認める書類